

「日本型クアオルト指標」

(趣旨)

第1条 「日本型クアオルト指標（以下「指標」という。）」とは、日本クアオルト協議会規約第18条の規定に基づき、第3条第2項に掲げる「指標」を定めるものである。

(指標)

第2条 指標は、別表第1のとおりとする。

2 指標は、1項目を1点とし、領域ごとに集計したうえで、6角形のグラフで明示し、加盟する自治体が現状を把握できるようにするものとする。

(補則)

第3条 そのほか、指標に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この指標は、平成27年1月29日から施行する。

別表第1（第2条関係）

「日本型クアオルト指標」

区分	項目
1 健 康	(1) 地域の自然環境や自然资源を活用した健康増進プログラム（ドイツのクアオルトにおける4つの療養要因を基礎しながら、当面野山を活用したウォーキングである地形療法や気候の効果を加味した気候性地形療法、温泉・鉱泉・海水・水を活用した水中運動プログラムを言う。以下、「自然環境活用型健康増進プログラム」と言う。）の中で、月1回以上実施しているものがある。 (2) 自然環境活用型健康増進プログラムの中で、月4回以上実施しているものがある。 (3) 自然環境活用型健康増進プログラムの中で、月8回以上実施しているものがある。 (4) 自然環境活用型健康増進プログラムの中で、月24日以上実施しているものがある。 (5) 自然環境活用型健康増進プログラムは、医療・健康づくりの専門家の指導を得ている。 (6) 自然環境活用型健康増進プログラムは、専門家または専門家から指導を得た人が対応している。 (7) 自然環境活用型健康増進プログラムを実施する団体に、保健師、管理栄養士または健康運動指導士がいる。 (8) 自然環境活用型健康増進プログラムを実施する団体に、ドイツのクアオルトの知識がある人材があり、クアオルトの知識を実施団体の中で共有している。 (9) 自然環境活用型健康増進プログラムと連動した、食による健康増進に取り組んでいる。 (10) 心身の緩和を促進するプログラム（自律訓練、ヨガ等）を実施している。

2 医 療	(1)	自然環境活用型健康増進プログラムの医科学的研究に取り組んでいる。
	(2)	自然環境活用型健康増進プログラムのエビデンスがある。
	(3)	自然環境活用型健康増進プログラムに関して、地元の医師と連携している。
	(4)	自然環境活用型健康増進プログラムに関して、地元の医師会と連携している。
	(5)	自然環境活用型健康増進プログラムや健康づくりに関して、地元の医師会など医療機関と連携・協議する場がある。
	(6)	歯科医師または歯科医師会と連携し指導を得ている。
	(7)	国民健康保険者や健康保険組合、協会けんぽ等と連携し、自然環境活用型健康増進プログラムを提供している。
	(8)	自然環境活用型健康増進プログラムを、特定保健指導で活用している。
	(9)	自然環境活用型健康増進プログラムを、介護予防で活用している。
	(10)	医療機関が、自然環境活用型健康増進プログラムを活用している。
3 環 境	(1)	自然環境活用型健康増進プログラムの根拠になる要因はもちろん、まちの土地利用に配慮し、周辺の自然環境が破壊されたりしないよう極力注意を払っている。
	(2)	環境破壊につながる恐れのある過度の開発を抑制するための対策を講じている。
	(3)	自然環境活用型健康増進プログラムを提供する保養地域では、通過交通を避けるなど環境に配慮した良好な交通計画や交通の制限をしている。
	(4)	環境負荷の少ない公共交通手段を推奨する取組をしている。
	(5)	環境負荷の少ないエネルギーの利活用を図っている。
	(6)	騒音防止対策を講じている。
	(7)	水質と水域の保全のための具体的な取組をしている。
	(8)	自然資源（山岳・森林・温泉・海等）の保全に対する具体的な対策を講じている。
	(9)	動植物の保護・管理など、自然生態系の保護のための具体的な取組をしている。
	(10)	自然資源を活かした遊歩道等が整備されている。
4 景 観	(1)	樹木や花々を多くして、健康保養地に適した心が穏やかで、潤いのある落ち着けるような景観づくりを推進している。
	(2)	自然環境や景観に配慮し、健康保養地に適したまちなみや建築物等の外観の建築規制や景観ガイドラインなど、一定の規制や基準を独自に設けている。
	(3)	静養ゾーン、団らんゾーン、催し物が行われる楽しみゾーンなどの人を引き寄せる保養公園（ケアパーク）がある。
	(4)	視覚を極端に刺激し興奮させるネオン等を避けるための規制や条例がある。
	(5)	過度な色彩を避け、自然景観や環境に適した色彩を基調とするための取組や計画、規制がある。
	(6)	サインを統一したり、大きさや枚数、色彩を制限するなど、屋外広告物が景観を阻害しないような規制や条例を設けている。
	(7)	自然環境を案内する看板や表示は、自然に溶け込むもので統一して設置し

	ている。
(8)	公園や街路樹においては、地域の自然環境に合った樹木や山野草を使用している。
(9)	景観に配慮して公共地（駐車場、公園等）の緑化等に積極的に取り組んでいる。
(10)	眺望の確保や展望地の整備を行っている。
5 観光・産業	(1) 健康を中心とした滞在型健康保養地としての観光地づくりに取り組んでいる。
	(2) 地域内の歴史や文化と結びついた自然環境活用型健康増進プログラムの情報を発信している。
	(3) 地域内の歴史や文化と結びついた自然環境活用型健康増進プログラムを商品としている。
	(4) 地域内の自然を活かした滞在型のプログラムを開発している。
	(5) 地域内の産業が連携し、滞在型の健康保養地として、体験プログラムや食、物産の創出に取り組んでいる。
	(6) 地域内の情報を一元的に提供する仕組みや場所を設置している。
	(7) 地場産業や農業など異業種と連携した観光の推進に取り組んでいる。
	(8) 音楽、映画、美術、郷土芸能などの地域の芸術文化を活かし、居住環境や滞在環境の質を高める観光地づくりに取り組んでいる。
	(9) 心身が健康になる滞在型健康保養地に適する農産物など、健康を志向する食材や食品の提供に取り組んでいる。
	(10) 心身が健康になる滞在型健康保養地として、内外の交流の推進を図っている。
6 計画・連携	(1) 健康を中心としたまちづくりが、自治体の長期計画に位置づけられている。
	(2) 日本型クアオルトを目指した将来像や事業が、自治体の長期計画に明確に位置づけられている。
	(3) 日本型クアオルトを目指した事業が、自治体の各種計画に位置付けられている。
	(4) 日本型クアオルトを目指した将来像を掲げた計画を策定している。
	(5) 産官学医が連携して日本型クアオルトを目指したまちづくりに取り組む組織がある。
	(6) 大学や研究者、医療機関や医師と連携して、健康づくり事業の計画策定や推進に取り組んでいる。
	(7) 行政組織に、総務、産業、福祉健康、環境等の各部門が連携して、クアオルトに取り組む組織や仕組みがある。
	(8) 日本型クアオルトづくり事業を推進するための担当部署が行政組織にある。
	(9) 日本型クアオルトづくりを推進している先進的な自治体や専門家、団体等と連携し、ノウハウを共有し取り組んでいる。
	(10) 住民や各種団体等と行政が協働で日本型クアオルトを目指した諸事業に取り組んでいる。